

# 石綿障害予防対策規則案についての意見

働くもののいのちと健康を守る全国センター

理事長 福地保馬

労働者の石綿暴露の機会は、石綿製品の製造、施工、加工、保管、運搬、清掃、廃品処理、廃棄の各作業場面があり、直接的、間接的使用のさまざまな作業態様の下で健康障害が発生している。

石綿製品の製造禁止後も長期にわたって石綿製品が、建造物、産業施設、生活用具などに用いられてきたことより、さまざまな形の暴露の危険が今後も続くことは明らかであり、対策を総合的に行うことが求められている。石綿の保存状況、石綿を使っている建築物や製品などの調査と確認を行い、万全の管理を進め、解体等の作業においては、労働生活、市民生活の中での暴露の危険を避けるため、石綿による障害が及ぶとされる地域、範囲を労働者や地域住民に知らせ周知することが重要であると考え。総合的な対策をすすめ、その一環として石綿障害防止規則を制定することが必要である。

また雇用形態が多様化している今日、この規則は下請作業員、臨時雇いの作業員、外国人労働者などすべての作業員に適用されるよう特段の手だてが必要である。

以下、要綱の項目に沿って意見を述べる。

「第二 石綿等を取り扱う業務等に係る措置」では、解体等に限らず、補修および関連する清掃、運搬、保管、廃品処理等、予想される細かな作業内容を例示すべきと考える。事前調査、作業計画、届け出、作業上の隔離、保温材等の除去の項目は、解体等に限らず必要なことである。「二 石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置」「三 その他の石綿等を取り扱う業務に係る措置」についても補修および関連する清掃、運搬、保管、廃品処理等の補強が必要であると考え。特に特にこれらの作業が下請け化と運搬、清掃、廃品処理など業務分担の請負化への対応として考慮する必要がある。

「一 解体等の業務に係る措置」の「1 事前調査」では、結果を記録するのみならず、行政に届け出て、労働者、石綿の飛散が考えられる地域について、付近の住民に結果を公表すべきである。同じく「1 事前調査」で、「石綿等の使用の有無」については目視等により行い、明らかでない場合は分析により調査を行うとなっている。「目視等による調査」とどまらず、石綿使用の可能性のある建築物等を正確に把握する必要があり、科学的で正確な調査が行われる必要がある。「分析による調査」については、その精度のチェックを行政が行うべきである。

病院、学校、保育所、公共施設、福祉施設等の解体作業などについては、特別な対策が必要である。

「第四 管理」の一で、「石綿作業主任者を選任するとともに、作業の方法の決定等の事項を行わせること」とあるが、作業方法については作業によって石綿で汚染されたり、吸入することがない

よう細かく定めることが必要である。

「第四 管理」の四では休憩室を設置、床の水洗による掃除などを求め、同じく「六 洗浄施設」では洗顔等の設備を求めているが、目、顔、髪洗浄、さらに全身が洗浄できる施設となるよう細かく定めるべきである。さらに着衣交換についても定めるべきである。

「第五 測定」に関しては、測定し評価を行い必要な措置を講ずるとあるが、それに加え記録の保存及び行政機関(労働基準監督署)等への報告が必要であるとする。

「第六 健康診断」に関しては、「特定石綿等を取り扱う業務等に常時従事する労働者等」のみでなく、濃厚、断続、低濃度長期などの暴露条件を満たした労働者すべてを対象とすべきである。さらに短期間の作業従事者に対しても長い年月の経過後に発症の危険が増大することを考慮し、石綿作業従事者の作業従事記録の保存と対象者の追跡健診を定めることが必要である。さらに健診結果を通知すること、保健指導、必要な場合の受診のすすめや療養指導など健診後の措置も位置づける必要がある。

健康管理手帳は業務従事経験六ヶ月以上の労働者に在職中より交付し、健診結果にとどまらず教育歴、環境濃度結果等を併せて記入できる総合的なものとすべきである。

「第九 報告」について、石綿等を取り扱う事業者が事業と廃止するときには所轄労働基準監督署長に報告するとともに、環境測定結果、健診結果、従事労働者名簿を提出し、その記録は監督署長が保存すべきである。

規則案要綱全体を通してふれられていないことに、作業員に対する石綿の危険性と暴露をいかに防ぐかの教育の必要性がある。適切に規則に盛り込むべきであるとする。さらに規則について、マスメディア等を利用して広く労働者、国民に知らせるべきである。

最後に石綿じん肺(不随疾患含む)、肺がん中皮腫などの労災認定業務を促進し、被災者への補償を促進することも重要であるとする。

以上